

地域行政制度の改革で変わること

区の責務と基本方針に基づく、主な取組みをご紹介します

行政サービスの充実強化

必要な行政サービスを利用することができる環境の整備を行います

●身近なところでの相談・手続きの実施

<p>現在</p> <p>まちづくりセンターで取り扱いが少ない 総合支所・本庁まで行く必要がある (遠い・時間がない)</p>	➔	<p>利便性の向上</p> <p>まちづくりセンターに映像システムを導入 総合支所・本庁と映像画面を通じた 相談・手続きが可能</p>	
--	---	--	---

●その他の取組み

取組みの内容	こう変わる!
<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりセンターにおいて、区民の様々な相談を受けとめ、適切な窓口へつなぐほか、つないだ先と連携した対応を強化します。 ●まちづくりセンターにおいて、情報通信機器に不慣れな方に向けたスマートフォン講座の開催などの支援を行います。 ●まちづくりセンターのオンライン会議環境を活用し、体操講座などのオンライン配信を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりセンターが中心となって、様々な困りごとの身近な相談窓口になります。 ●スマートフォンによる行政サービスやオンライン講座など、新たな手法によるサービスを受けることができるようになります。

区民参加の促進

区政に関する意見を述べる環境の整備を行います

●区民参加による課題解決

<p>課題の把握</p> <p>区の実情は区民生活に直結するため、 地区・地域の実情を把握することが不可欠</p>	➔	<p>課題の解決</p> <p>地区・地域の課題を話し合う機会の提供 ↓ 区民参加による課題の明確化 ↓ 区の実情に反映・課題解決</p>	
--	---	--	---

●その他の取組み

取組みの内容	こう変わる!
<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりセンターにおいて、TwitterなどのSNSやデジタルサイネージ(電子掲示板)の活用を通じて迅速な情報発信を行います。 ●地区・地域内の多様な団体などが相互の活動を知り、顔の見える関係づくりを促進する機会を増やします。 ●オンラインワークショップなどにより、広く区民同士が意見交換できる機会を設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区の魅力や活動の様子などの身近な情報を様々な方法でタイムリーに得ることができます。 ●より多様な活動団体間の交流が進み、多様な世代の交流や情報交換、若い世代の地域参加によって、活動の拡大が期待されます。



区民意見提出手続(パブリックコメント)とは

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。

ご意見・ご提案をお寄せください

いただいたご意見等は、条例及び計画の策定に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに10月頃に公表する予定です(住所・氏名は公表しません)。

閲覧場所 条例(素案)及び計画(素案)の全文は、区のホームページ(次記二次元コード)、地域行政課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。

対象者 次のいずれかに該当する方
①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体 ③その他本条例(素案)または本計画(素案)に利害関係を有する個人・法人・団体

提出期限 8月17日(必着)

提出方法

- 区のホームページ(次記二次元コード)から
- ①ご意見・ご提案 ②住所または勤務先・通学先の所在地・名称 ③氏名 ④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地を明記したハガキ・書面をファクシミリ、郵送または持参で地域行政課へ
- ※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。



➔ 区民意見提出手続(パブリックコメント)用ハガキ

「(仮称)世田谷区地域行政推進条例(素案)、(仮称)世田谷区地域行政推進計画(素案)」についてご意見・ご提案をご記入ください。

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取ってハガキとして郵送利用することはできません。ご了承ください。

住所/世田谷区 丁目 番号
氏名/

切り取り線